

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念に掲げた「技術者の地位向上」の実現により企業価値の増大と永続的存続及び社会貢献を目指すために、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題であると考えており、株主総会の充実、取締役会及び監査役の一層の機能強化を図り、積極的かつ継続的な情報開示・IR活動を行い、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じ取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤本 彰	1,821,600	21.31
藤本 信	911,000	10.66
藤本 幸之助	742,100	8.68
日本証券金融株式会社	463,500	5.42
小貝 恭生	281,500	3.29
戸塚 大介	179,500	2.10
藤本商事株式会社	164,800	1.92
松井証券株式会社	163,100	1.90
株式会社SBI証券	143,300	1.67
BNY GCM CLIENT ACCOUNT IPRED AC ISG	118,800	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
斎藤 高志	その他											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
斎藤 高志		——	海外向け事業を営んでいる経営者として、当社のインバウンドビジネス展開のための助言を行っていただけるものと判断し、選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数 更新	4 名
------------------------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは3ヶ月に1度の割合で監査役の活動及び監査内容ならびに問題事項等の報告を実施しております。
 内部監査については、社長直轄の部門として内部統制室を設置しており、業務執行の適切性・効率性の確保に努めております。内部監査担当者は、監査の方法や結果についての情報交換や、適宜、監査役立会いのもと内部監査などにより、監査役との相互連携を図っております。
 なお、内部監査、監査役監査及び会計監査においては、必要に応じて相互の情報交換、意見交換を通じてその実効性を高めるように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田 峻介	その他													○
尾野 恭史	弁護士								○					
芥田 俊彦	その他													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 峻介	○	――	法規関連業務に長けており、客観的かつ中立的に監査業務を行えると判断し、社外監査役として選任いたしました。 なお、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして掲げられている事項に該当していないことから、独立役員としての独立性・客観性は十分確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。
尾野 恭史		――	上場企業の役員及び監査役の経験があり、適正な監査業務を行えると判断し、社外監査役として選任いたしました。
芥田 俊彦		――	上場企業の役員及び監査役の経験があり、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、社外監査役として選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	1 名
--------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大へのより一層の意欲及び士気向上のためストックオプション制度の導入をしております。

平成23年12月12日開催の取締役会で、募集新株予約権(有償ストックオプション)の発行を決議し、平成23年12月27日に発行しております。
平成25年6月27日開催の第17回定時株主総会で、従来の取締役の報酬の額とは別枠で、当社取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額100,000千円以内で発行することを決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

平成23年12月27日に、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して募集新株予約権(有償ストックオプション)を発行いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役に対する報酬の内容は、平成27年3月期において総額は54,750千円で使用人給与相当額が10,500千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役がその職務を補佐すべき使用人を求めた場合には、必要に応じて社外監査役の業務補佐のため内部統制室が兼務して行います。
その具体的内容につきましては、社外監査役の意見を聴取し、関係部署との意見調整を行う等十分考慮して決定いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社では、取締役及び監査役が、取締役会の他、重要な会議にも出席し、重要な意思決定のプロセスや取締役の職務執行を相互に監視・監督するなど、経営の健全性を確保するためのコーポレートガバナンス体制の強化に努めております。
取締役会は、取締役4名で構成されており、法令で定められた重要事項及び経営事項に関する最終判断・決定を行うとともに取締役の職務執行を相互に監視・監督する機関として原則毎月1回以上開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。
また、執行役員を加えての経営会議を原則毎月1回以上開催し、執行役員より業務執行報告を受け、取締役会に付議する案件ならびに会社運営の全般的執行方針及び経営に関する重要事項について審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定と効率的な会社運営を行っております。
監査役は、上記取締役会及び重要な会議に出席し、重要な意思決定のプロセスや取締役の職務執行を監視・監督するとともに、重要書類・帳票・稟議書等の閲覧及び各部門・拠点の実査を行い、定例監査役会を開き経営に対する監視の強化と取締役への適宜助言を行っております。
内部監査につきましては、内部統制室を設置しており、当社ならびに連結子会社を対象に、内部監査規程及び年間監査計画書に基づき内部監査を実施し、監査結果を社長及び監査役に報告するとともに、問題点の指摘と改善に向けた提言を行っております。
会計監査につきましては、会計監査人による定期的な会計監査を受ける他、随時相談を行うことで、会計処理の透明性と正確性の向上に努めております。
なお、内部監査、監査役監査及び会計監査においては、必要に応じて相互の情報交換、意見交換を通じてその実効性を高めるように努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役及び監査役が重要な意思決定のプロセスや取締役の職務執行を相互に監視・監督する機能を確保しております。また社外監査役3名体制で業務監査及び会計監査を実施しており、取締役が法令または定款の記載事項を遵守した職務遂行を行っているかもチェックしております。当社の社外監査役3名につきましては、当該職務に精通し、経営監視機能の客観性及び中立性の観点からも問題ないとの判断により、現体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。 http://www.j-tec-cor.co.jp/ir/policy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算時に説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL http://www.j-tec-cor.co.jp/ir/index.html 掲載している情報(事業内容、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料等)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーにおいて、当社は株主・投資家の皆様を始めあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を推進し、その適切な評価のために、当社に関する重要な情報の適時・適切な開示を行う旨を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社はコンプライアンス体制の管理、整備を重要課題と認識した上で、代表取締役は、管理本部長をコンプライアンス体制構築の責任者として任命し、職務上必要ある関連法令及び定款との整合性を検討することにより使用人の職務執行の適合性を確保できる体制の構築、維持、整備を行なう体制とする。また、監査役、内部統制室は法令、定款に反する職務が執行されていないかについて監査を行ない取締役会及び代表取締役へ報告する。その上で、取締役会及び代表取締役は、各取締役及び各部門長に対して問題点を指摘、改善指示を行なう。

(2)取締役及び使用人が法令、定款を遵守した行動を取るために、コンプライアンス教育や啓発活動を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断する。

4. 損失の危険の管理に関する体制

(1)業務執行に係るリスクを体系的に認識、評価し適切なリスク管理を行なうために、「リスク管理規程」に基づき、全社的なリスク管理体制を整備する。

(2)リスク管理の実効性を確保するため、代表取締役は、管理本部長をリスク管理体制に関する統括責任者として任命し、管理本部長は各取締役、執行役員と共に部門ごとのリスクマネジメント体制を確立する。また、監査役及び内部統制室は各部門のリスクマネジメント状況の監査を行なう。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、必要な体制を整備すると共に、内部統制の適切な運用及び継続的な改善を行なう。また、内部統制の有効性を定期的に評価し、その評価結果を取締役に報告する。

6. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(1)取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく中期経営計画及び年度経営計画を策定する。

(2)取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回(定時)開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、業務執行における迅速な意思決定と効率的な会社運営を図るため、取締役及び執行役員で構成する経営会議を月1回開催する。

7. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の経営管理については、子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社に報告を求めることにより、子会社の経営管理を行なう。

(2)子会社の活動内容については、定期的な報告と重要案件の事前協議を実施する。

8. 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときには法令に従い監査役に報告する。

(2)常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、重要な契約書等の文書を閲覧し、必要に応じて担当取締役または使用人に説明を求める。

(3)監査役が、その職務を補佐すべき使用人を求めた場合には、原則として内部統制室が必要に応じて監査役の業務補助を行なう。その具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、関係部署との意見調整も行なう等十分考慮して決定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「内部統制の基本方針」において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断することを明記し、その周知徹底を図っております。

具体的には、「特殊暴力防止対策連合会」に加盟しているほか、所轄警察署等と連絡を密にしており、反社会的勢力に関する情報の収集及び社内への周知を行うと共に、速やかに対処できる体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制】

